

保有個人情報開示等請求書

平成 年 月 日

株式会社三井不動産ホテルマネジメント  
 (三井ガーデンホテルズ)  
 メンバーズ事務局 御中

申請者	〒 -
	住所
	ふりがな
	氏名 <span style="float: right;">印</span>
	連絡先電話番号
申請者の区分をチェックして下さい	
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人	
申請者が法定代理人または委任による代理人の場合は、下の欄に開示対象者本人の、住所、氏名、連絡先を必ずご記入下さい。	
開示対象者本人	〒 -
	住所
	ふりがな
	氏名 <span style="float: right;">印</span>
連絡先電話番号	
開示請求項目 ( <input type="checkbox"/> にチェックを記入してください)	
<input type="checkbox"/> 個人情報の開示 <input type="checkbox"/> 個人情報の内容の訂正 <input type="checkbox"/> 個人情報の追加 <input type="checkbox"/> 個人情報の削除 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用の停止 <input type="checkbox"/> 個人情報の消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の第三者への提供の停止 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用目的の通知	

個人情報保護に関する法律第 29 条の規定に従い、開示対象者本人に関する三井不動産ホテルマネジメント・三井ガーデンホテルズの保有個人情報につき、後記 3 の注意事項を了承のうえ開示請求します。尚、後記 3 . で、この開示手続きで提供する個人情報の利用目的を確認しました。

1. 必要書類について

必要書類は下表でご確認下さい。必要書類は各 1 通必要です。漏れのないようお願い致します。尚、戸籍抄本を除く住民票等には、本籍地、本人または開示申請書記載の申請者以外の個人情報の記載は不要です。また、住民票、戸籍抄本、登記事項記載証明書、印鑑証明書等は直近 3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

( a )本人が申請者の場合	本人の住民票 公的機関が発行した身分証明書のうち、氏名、住所の記載のある部分のコピー (例：運転免許証、パスポート、被保険者証等)
( b )未成年者の法定代理人が申請の場合	法定代理権を証明する書類 (例：戸籍謄本) 法定代理人自身の住民票 公的機関が発行した法定代理人の身分証明書のうち、氏名、住所の記載のある部分のコピー (例：運転免許証、パスポート等) 外国籍の方は、 に代えて未成年者と法定代理人の外国人登録原票記載事項証明書となります。
( c )成年被後見人の法定代理人が申請の場合	法定代理権を証明する書類 (例：戸籍謄本) 法定代理人自身の住民票 公的機関が発行した法定代理人の身分証明書のうち、氏名、住所の記載のある部分のコピー (例：運転免許証、パスポート等) 外国籍の方は、 の住民票に代えて外国人登録原票記載事項証明書となります。
( d )委任された代理人が申請者の場合	本人が発行する委任状 (本人が署名、本人の実印で押印) 本人の印鑑証明書 本人の住民票 外国籍の方は、 の住民票に代えて外国人登録原票記載事項証明書となります。

2. 手数料について

1 回の申請ごとに、手数料 1000 円 (税込み) および郵送料 600 円が必要です。(平成 2 2 年 4 月 1 日現在) 尚、国外に郵送の場合は実費をご負担いただけます。費用のお支払方法は、1600 円分の切手を申請書類に同封して下さい。

3. 注意事項

所定の申請書類に不備がある場合は開示できない場合があります。代理人による申請の場合、代理権が確認できない場合開示いたしません。代理権確認のため本人に連絡させていただく場合があります。開示に伴う手数料の支払いがない場合は開示できません。開示の申請書類を不備なく受理してから開示の回答まで原則として 7 営業日以内に回答書を送付いたします。尚、混雑状況、保有個人情報データの保管状況によっては、開示の回答が遅延する場合があります。その場合には、その旨ご連絡いたします。保有個人情報のデータベース化をするための処理に時間がかかる場合がありますので、開示請求に対する回答書に直近のものは記載されない場合があります。調査の結果、対象となる個人情報を保有していない場合はその旨を通知します。本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害する恐れのある場合、三井不動産ホテルマネジメントの業務に著しい障害を及ぼす場合、法令に違反することとなる場合には、全部または一部を開示とさせていただき、その旨を通知します。開示の方法は書面によりとり行い、原則本人を受取人として住民票に記載の住所に本人限定受取郵便で郵送します。(委任による代理人が申請者の場合でも、開示対象者本人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。)封筒には受取人の電話番号を記載します。郵便物の受取に際しましては、郵便局で郵便物を受け取ることができません。尚、三井不動産ホテルマネジメントお客様センターにお越しいただいても、開示の回答書を受け取ることはできません。この開示手続きでご提供された個人情報は、本人確認、保有個人情報との照合、本人または申請者(代理人)との連絡等の開示手続き、開示手続きの見直し・改善、顧客サービスの向上、社員教育、紛争時の対応等に必要範囲で利用します。尚、申請書類は三井不動産ホテルマネジメントお客様センターで適切に保管し、開示のご請求に対する回答が終了してから 3 年経過後、適切な方法で廃棄させていただきますので返却はいたしません。

以上